

平成13年度に着手する大学評価の内容・方法等について

全学テーマ別評価（教養教育（平成12年度着手継続分））
全学テーマ別評価（研究活動面における社会との連携及び協力）
分野別教育評価（法学系，教育学系，工学系）
分野別研究評価（法学系，教育学系，工学系）

平成14年1月

大学評価・学位授与機構

はじめに

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(平成10年10月)の提言を受けて、平成11年4月に「大学評価機関(仮称)創設準備委員会」が発足し、審議の結果、平成12年2月に「大学評価機関の創設について」が報告されました。この提言及び報告を踏まえ、平成12年4月に国立学校設置法等関係法令の整備が行われ、それまで学位授与事業を行ってきた学位授与機構が改組され、新たに大学等の評価に関する事業を併せて実施する機関として、大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が発足しました。

機構は、大学評価事業を実施するため、大学評価委員会及び同委員会の下に専門委員会を設置し、平成13年1月に、平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について決定し、第1回目の大学評価がスタートしました。平成12年度に着手した大学評価は、平成14年3月にその結果を取りまとめ、当該大学及び大学共同利用機関並びにその設置者(文部科学省)に提供するとともに広く社会に公表する予定としています。また、平成13年5月には、「平成13年度及び平成14年度に着手する大学評価事業実施基本計画」(以下「基本計画」という。)を決定・公表し、それを基に、大学評価委員会において、関係各方面からの意見及び平成12年度に着手した大学評価の経験を踏まえ、平成13年度に着手する大学評価の基本的な枠組を示した実施要綱を「平成13年度に着手する大学評価の内容・方法等について」として取りまとめました。

機構では、この実施要綱のほかに、評価の一環として各大学及び大学共同利用機関が行う自己評価の実施要項(『自己評価実施要項』)と、機構の評価担当者(大学評価委員会委員、専門委員、評価員)が評価に当たって用いる手引書(『評価実施手引書』)を評価の区分及び個別のテーマ・学問分野ごとに別途作成しています。

機構としては、平成15年度着手分からの本格的実施に向けて必要な態勢を整えるため、基本計画に基づき、平成14年度までは対象分野や対象機関数を絞って段階的に実施し、それらの経験を踏まえた上で、より適切かつ効果的な内容・方法等を構築することを目指すとともに、常によりよい大学評価のシステムを求めていくため、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう改善に努めます。

目 次

はじめに	i
------	---

第 1 章 平成 13 年度に着手する大学評価の実施方針

評価の目的	1
評価の基本的な方針	1
1 複数の評価手法に基づく多面的な評価	
2 目的及び目標に即した評価	
3 自己評価に基づく評価	
4 意見の申立て	
5 評価システムの改善	
区分ごとの評価の対象	3
評価の対象時期	4
評価の実施体制	4
評価のプロセス	5
評価の結果と公表	6
情報公開	6

第 2 章 平成 13 年度に着手する大学評価の区分ごとの内容・方法

全学テーマ別評価：教養教育（平成 12 年度着手継続分）	7
1 テーマの概要	
2 対象機関	
3 実施時期	
4 評価の内容	
全学テーマ別評価：研究活動面における社会との連携及び協力	9
1 テーマの概要	
2 対象機関	
3 実施時期	
4 評価の内容	
分野別教育評価（法学系・教育学系・工学系）	11
1 対象分野	
2 対象組織	
3 実施時期	
4 評価の内容	
分野別研究評価（法学系・教育学系・工学系）	14
1 対象分野	
2 対象組織（機関）	
3 実施時期	
4 評価の内容	

(用語の解説)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(別紙1)	平成14年度までの段階的实施期間中における 評価の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(別紙2)	平成13年度に着手する大学評価に関する 機構の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(別紙3)	平成13年度着手の評価対象機関・組織一覧・・・・・・・・	25
(別紙4)	平成13年度着手の評価事業スケジュール・・・・・・・・	29
(参考資料)	大学評価関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・	31

本文中，)印の付されている用語については，解説を「用語の解説」(P.19～)に記載しています。

第1章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針

評価の目的

機構は、国立学校設置法に基づき、大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究水準の向上に資するため、教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表することを業務にしています。

機構の実施する評価は、同法の趣旨を踏まえ、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、次のことを目的にしています。

教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動（以下「教育研究活動」という。）について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てること。

大学等の教育研究活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

評価の基本的な方針

1 複数の評価手法に基づく多面的な評価

機構は、評価の目的に沿って、各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくために、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、次のような複数の評価手法に基づく多面的な評価を行います。

(1) 評価は、大学等の行う多様な教育研究活動を、次の3区分により多面的に評価します。

大学等の教育研究活動の状況についての全学的な課題に関する評価（全学テーマ別評価）

大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価（分野別教育評価）

大学の各学部及び各研究科、各附置研究所その他の各研究組織並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価（分野別研究評価）

(2) 各区分ごとの評価は、対象機関（組織）における教育研究活動の状況を適切に評価するため、複数の評価項目を設定して行います。

また、大学等から提出された「特記事項」（今後の展望など）について、機構が、機構の行った評価の結果から見た所見を付します。

- (3) 評価の手法としては、対象機関から提出された自己評価書と併せて、独自に調査・収集する資料・データに基づき分析する書面調査の方法を用いるとともに、評価区分に応じてヒアリング³⁾又は訪問調査⁴⁾を行います。

平成13年度着手⁵⁾の評価では、機構独自の調査・資料収集は、機構が評価する上で、大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に、それらを大学に求める形で実施します。

- (4) 平成13年度に着手する評価の区分ごとの評価手法及び評価項目は、下表のとおりです。

評価区分	評価手法	評価項目
全学テーマ別評価	書面調査及びヒアリング	【教養教育】 (1)実施体制 (2)教育課程の編成 (3)教育方法 (4)教育の効果 【研究活動面における社会との連携及び協力】 (1)研究活動面における社会との連携及び協力の取組 (2)取組の実績と効果 (3)改善のための取組
分野別教育評価	書面調査及び訪問調査	(1)教育の実施体制 (2)教育内容面での取組 (3)教育方法及び成績評価面での取組 (4)教育の達成状況 (5)学習に対する支援 (6)教育の質の向上及び改善のためのシステム
分野別研究評価	書面調査及びヒアリング (工学系は、書面調査及び訪問調査)	(1)研究体制及び研究支援体制 (2)研究内容及び水準 (3)研究の社会(社会・経済・文化)的效果 (4)諸施策及び諸機能の達成状況 (5)研究の質の向上及び改善のためのシステム

2 目的及び目標に即した評価

- (1) 機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して行います。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、明確かつ具体的な目的及び目標が設定されていることが前提となります。

機構では、これらのことを十分配慮して、大学等の行う教育研究活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか、また、当該活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行います。

- (2) 機構の評価における「目的」とは、大学等が教育研究活動を実施する全体的な意図を指します。一般的には、教育研究活動を実施する上での基本的な方針、提供する内容及び方法の基本的な性格、当該活動を通じて達成しようとしている基本的な成果について示されている

必要があります。

また、「目標」とは、「目的」で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指します。

3 自己評価に基づく評価

機構の評価は、大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進するものです。この目的を、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す評価の枠組みに基づき、対象機関（組織）が自ら評価を行うことが重要です。

このため、機構が実施する評価は、国立学校設置法施行規則の規定の趣旨を踏まえ、対象機関（組織）が行う自己評価の結果（自己評価書として提出され、自己評価結果の根拠となる資料・データを含みます。）を分析し、その結果を踏まえて行います。

4 意見の申立て

機構の実施する評価においては、評価のプロセスにおいて透明性を確保するほか、評価の結果が大学等における教育研究活動の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、当該結果の正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、機構は、国立学校設置法施行規則の規定の趣旨を踏まえ、評価結果を確定する前に、評価結果を対象機関に通知し、これに対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。また、申立ての内容とそれへの対応は、評価報告書に記載します。

5 評価システムの改善

機構の評価は、平成14年度までは必要な態勢を整えるための段階的实施期間として、対象分野や対象機関数を絞って実施し、平成15年度から本格的に実施することとしています。

機構は、この段階的实施期間における評価の経験と評価を通じた各大学等における自己改革の動向等を踏まえつつ、常によりよい大学評価のシステムを求めていくことが重要であると考えています。このため、組織・運営面も含め、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう、その改善に努めます。

区分ごとの評価の対象

- (1) 全学テーマ別評価の対象となるテーマは、教育活動や研究活動のみならず、全学的な大学運営や社会貢献活動など、大学等の諸活動の多様な側面について、個別の学部や研究科等の課題にとどまらない、大学等の全学的（全機関的）な課題とします。各年度に着手するテーマについては、大学改革の動向、社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘

案して設定します。

平成13年度に着手する全学テーマ別評価は、平成12年度着手継続分の「教養教育」及び「研究活動面における社会との連携及び協力」の2つのテーマについて実施します。

- (2) **分野別教育評価**及び**分野別研究評価**については、段階的实施期間において9分野¹⁾を実施することとしており、平成13年度に着手する評価は、「法学系」、「教育学系」、「工学系」の3つの学問分野を対象として実施します。

なお、平成14年度までの段階的实施期間中における区分ごとの評価の対象は別紙1に記載のとおりです。

評価の対象時期

機構の実施する評価は、大学等の現在の活動状況について行います。この場合、これまでの状況の分析を通じて行う必要があります。この評価では、原則として過去5年間の状況を対象とします。

なお、この分析の対象とする期間は、評価の区分、実施するテーマ及び分野、あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがあります。

評価の実施体制（別紙2参照）

- (1) 評価を実施するに当たっては、国公立大学等の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる**大学評価委員会**を設置します。この委員会の下に、テーマ及び学問分野ごとに、大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる**専門委員会**を設置します。

大学等の教育研究活動については、多面的な評価が必要であること、分野における専門領域が多様であること、さらには対象機関（組織）が多数となることなどから、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を**評価員**として任命します。

対象機関（組織）ごとの評価に当たっては、専門委員会の委員（及び評価員）による**評価チーム**²⁾を編成します。なお、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を評価するため、各専門領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する**部会**³⁾を設置します。

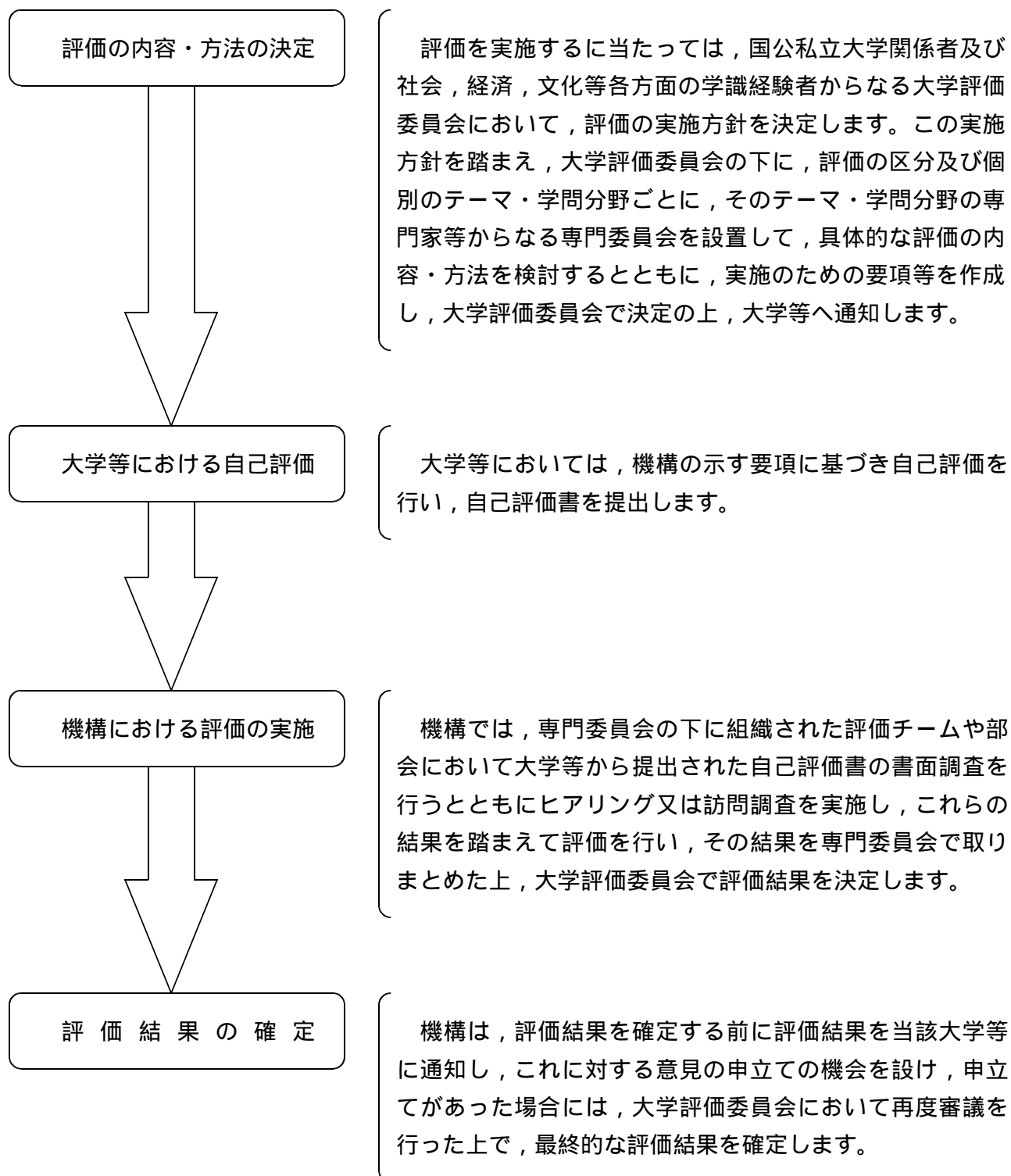
- (2) 機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員が評価を行います。

評価のプロセス

- (1) 機構が行う評価は，国立の大学等のうち設置者から要請のあった機関（組織）について実施します。

評価のプロセスは，以下のとおりです。



- (2) 平成13年度着手の評価は段階的实施期間中に行われるものであることから、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の設定に役立てることを目的として、大学等からの自己評価書の提出に先だって評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査し、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析します。その結果については、全般的な傾向や特徴を含めて各大学等にフィードバックします。

ただし、全学テーマ別評価「教養教育」については、すでに実状調査を実施しましたので、この事前調査は行いません。

評価の結果と公表

- (1) 評価の結果は、評価項目ごとの評価結果及びそれらを要約した評価結果の概要並びに特記事項についての所見によって示します。

これらのうち、評価項目ごとの評価結果は、次のとおり示します。

各評価項目ごとに、取組や活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかなどについて、取組や活動等の状況や貢献等の程度（水準）がわかる形で、根拠・理由とともに記述します。

それらの取組や活動等の中から特に優れた点や問題点等を取り上げ、根拠・理由とともに記述します。

- (2) 確定した評価結果は、対象機関（組織）の概要（現況）、目的及び目標とともに評価報告書としてまとめた上、大学等及びその設置者に提供するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

情報公開

- (1) 機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常によりよいシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報は、可能な限り、適切な方法により提供するよう努めます。

- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」という。）により、個人に関する情報などの不開示情報を除き、原則として開示します。

ただし、評価対象機関から提出され、機構が保有することとなった行政文書については、情報公開法に基づき当該機関と協議の上、取扱いを決定します。

第2章 平成13年度に着手する大学評価の区分ごとの内容・方法

全学テーマ別評価：教養教育（平成12年度着手継続分）

1 テーマの概要

教養教育については、平成3年の大学設置基準の大綱化（一般教育科目、専門教育科目等の科目区分の廃止）に伴い、各大学において、その教育理念に基づく教育課程の編成、教育方法及び履修指導など、主体的に工夫・改善の努力がなされています。

また、社会が高度化・複雑化する中で、社会全体としても教養及び基礎的な学力の重要性が改めて指摘されており、大学における新たな教養教育の在り方を考慮した教育の推進が求められています。

このような社会的ニーズや大学におけるこれまでの取組を踏まえ、学部段階の教養教育（大学設置基準に示されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教育」）について、各大学が設定した教養教育の目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について、評価を実施します。

なお、この教養教育については、その内容が幅広く、大学によってとらえ方などが多様であることなどから、評価を適切に実施するための準備として、各大学の教養教育に関する実状を把握する調査を実施し、『全学テーマ別評価「教養教育」実状調査報告書』として、調査結果をまとめました。この報告書は、機構のホームページ(<http://www.niad.ac.jp/>)からも閲覧できます。

2 対象機関

全国立大学（大学院のみを置く大学及び短期大学を除く95大学）を対象とします。

（別紙3「平成13年度着手の評価対象機関・組織一覧」参照）

3 実施時期

平成14年1月	大学への自己評価実施要項の通知
平成14年7月末	大学から自己評価書の提出
平成14年8月～	書面調査及びヒアリングの実施
平成15年3月	評価結果の公表

4 評価の内容

全学テーマ別評価「教養教育」は、大学の教養教育に関する取組等の状況について、次に掲げる評価項目ごとに評価を行います。また、大学から提出された「特記事項」についての機構の所見を付します。

(1) 評価項目の内容

実施体制

この項目では、設定した目的及び目標に照らして、教養教育の実施組織が適切に整備され、機能しているか、また、目的及び目標が学内外の関係者に適切に周知・公表されているか、さらに、学生による授業評価やファカルティ・ディベロップメントなど教養教育の改善のための取組が適切に実施され、有効に改善に結びついているかを評価します。

教育課程の編成

この項目では、設定した目的及び目標に照らして、教育課程の編成が目的及び目標を十分に実現できるものであるか、また、授業科目の内容が目的及び目標を十分に実現できる内容のものであるかを評価します。

教育方法

この項目では、設定した目的及び目標に照らして、授業形態及び学習指導法等が目的及び目標を十分に実現できるものであるか、また、教育方法に沿った学習環境（施設・設備等）が適切に整備されているか、さらに、成績評価法が適切であり、有効なものとなっているかを評価します。

教育の効果

この項目では、設定した目的及び目標において意図する教育の成果に照らして、履修状況や学生による授業評価結果並びに専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断して、どの程度教育の実績や効果が得られたかを評価します。

(2) 「特記事項」についての所見

大学から提出された「特記事項」（教養教育の取組全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望等）について、機構が、機構の行った評価の結果から見た所見を記述します。

全学テーマ別評価：研究活動面における社会との連携及び協力

1 テーマの概要

大学等には、地域社会や産業界との連携及び協力の推進、社会への知的啓発等、教育及び研究の両面にわたって様々な社会貢献に関する期待が寄せられています。

この中で研究活動面においては、我が国経済の活性化に資するための新技術・新産業の創出の観点や、地域社会における様々な課題に対し地域経済の活性化と住民生活の質の向上に寄与する観点からの連携及び協力などが求められています。他方、これらの個別的・具体的な諸課題に対して、大学等の持つ研究成果の蓄積や研究能力を活用していくことは、大学等の学術研究に対し知的刺激や新たな展開をもたらすなどの意義もあるとされています。

各大学等においては、これらの状況や大学等の実状を踏まえ、民間企業、地方公共団体及び非営利組織等との共同研究及び受託研究、受託研究員の受入、研究成果を活用した産業界への技術移転機関（TLO）を通じた連携や技術相談、各種審議会等への参加、産官学の交流会・相談会・懇談会の開催及び参加、研究者情報や研究成果情報の公開などの活動が行われています。

本テーマにおいては、これらの様々な活動のうち、全学的（全機関的）組織で行われている活動及び全学的（全機関的）な方針の下に部局等において行われている活動を対象として評価を実施します。評価は、各大学等が設定した本テーマに関する目的及び目標に即して、それを実現するための取組状況や改善のための取組等について行います。

2 対象機関

国立大学（短期大学を除く99大学）及び全大学共同利用機関（総合地球環境学研究所を除く14機関）を対象とします。

（別紙3「平成13年度着手の評価対象機関・組織一覧」参照）

3 実施時期

平成14年1月	大学等への自己評価実施要項の通知
平成14年4月末	大学等から目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成14年6月	事前調査結果の大学等へのフィードバック
平成14年7月末	大学等から自己評価書の提出
平成14年8月～	書面調査及びヒアリングの実施
平成15年3月	評価結果の公表

4 評価の内容

全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」（以下「研究連携」という。）は、大学等の「研究連携」に関する取組等の状況について、次に掲げる評価項目ごとに評価を行います。また、大学等から提出された「特記事項」についての機構の所見を付します。

(1) 評価項目の内容

研究活動面における社会との連携及び協力の取組

この項目では、設定した目的及び目標に照らして、「研究連携」に関する取組や活動及びそれを実施するための体制が、目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて評価します。

取組の実績と効果

この項目では、上記における取組や活動の結果から判断して、設定した目的及び目標において意図する実績や効果がどの程度挙げられたかについて評価します。

改善のための取組

この項目は、「研究連携」に関する改善のための取組が適切に実施され、有効に改善に結びついているかを評価します。

(2) 「特記事項」についての所見

大学等から提出された「特記事項」(「研究連携」の取組全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望、制度面に起因する活動の制約など)について、機構が、機構の行った評価の結果から見た所見を記述します。

分野別教育評価

1 対象分野

法学系の分野
教育学系の分野
工学系の分野

2 対象組織

設置者から要請のあった6大学の学部及び研究科を対象とし、学部、研究科をそれぞれ単位として実施します。(別紙3「平成13年度着手の評価対象機関・組織一覧」参照)

3 実施時期

平成14年1月	大学への自己評価実施要項の通知
平成14年4月末	大学から教育目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成14年6月	事前調査結果の大学へのフィードバック
平成14年7月末	大学から自己評価書の提出
平成14年8月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成15年3月	評価結果の公表

4 評価の内容

対象組織において行われている教育活動等は、学生に対する教育活動のみならず、社会貢献や地域社会との連携・交流など幅広く多岐にわたって実施されています。平成13年度に機構が着手する分野別教育評価は、これらの全般的な活動を網羅的に評価するのではなく、「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」を対象として行います。

この評価では、対象組織の教育活動等の取組が、教育目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか、また教育活動等の成果が教育目的及び目標をどの程度達成しているかの視点から、対象組織の教育目的及び目標に即して、次に掲げる6項目の評価項目ごとに評価を行います。また、対象組織から提出された「特記事項」についての機構の所見を付します。

(1) 評価項目の内容

教育の実施体制

教育目的及び目標を達成するためには、その実現を図るために必要な教育実施組織を整備するとともに、学生受入方針に沿った学生の確保などが重要です。

この項目では、ア)教育目的及び目標に沿って、教育実施組織が整備されているか、イ)教育目的及び目標の趣旨の学生、教職員に対する周知や学外者に対する公表方法が適切であるか、ウ)教育目的及び目標に沿って、求める学生像や学生募集方法、入試の在り方等の学生受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確な形で策定され、それに従った学生受入の方策が適切に講じられているかについて評価します。

教育内容面での取組

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供することが必要です。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育課程及び授業（研究指導を含む。）の内容が、それらを十分に実現できるものであるかについて評価します。

教育方法及び成績評価面での取組

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供するとともに、その内容に即した授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法を用い、また有効性のある成績評価を実施することが必要です。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育方法及び成績評価法が適切であるかについて評価します。

教育の達成状況

教育の改善・向上に取り組むためには、受入れた学生の状況を的確に把握するとともに、学生が、学部、研究科における教育活動の各段階において身に付けた教育の達成状況を適切に把握することが必要です。

この項目では、ア）単位取得、進級、卒業（修了）及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況、並びにイ）進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況から判断して、教育目的及び目標において意図する教育の成果がどの程度達成されているかについて評価します。

学習に対する支援

教育の効果を高めるとともに、学生が充実した学生生活を実現するためには、修学に必要な支援を適切に行うことが必要です。

この項目では、設定された教育目的及び目標の達成のために、学生の学習に対する支援体制や環境（施設・設備）が整えられ、効果的に活用されているかについて評価します。

教育の質の向上及び改善のためのシステム

各学部、研究科においては、組織としての教育活動の評価及び個々の教員の教育活動の評価をそれぞれ適切に行うとともに、その結果が教育目的及び目標の見直しも含めた教育の質の向上及び改善の取組にフィードバックされるシステムを構築する必要があります。

この項目では、教育の実施状況や問題点を的確に把握し、学部、研究科の組織としての教育活動の評価並びに教員の教育能力や教育意欲などを踏まえた個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制が整っているか、また、これらの評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され、それが機能しているかについて評価します。

(2) 「特記事項」についての所見

対象組織から提出された「特記事項」(教育活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望等)について、機構が、機構の行った評価の結果から見た所見を記述します。

分野別研究評価

1 対象分野

法学系の分野

教育学系の分野

工学系の分野

2 対象組織（機関）

設置者から要請のあった6組織（機関）を対象とし，学部及び研究科，附置研究所並びに大学共同利用機関を単位として実施します。（別紙3「平成13年度着手の評価対象機関・組織一覧」参照）

3 実施時期

平成14年1月	大学等への自己評価実施要項の通知
平成14年4月末	大学等から研究目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成14年6月	事前調査結果の大学等へのフィードバック
平成14年7月末	大学等から自己評価書の提出
平成14年8月～	書面調査及びヒアリング（工学系は，書面調査及び訪問調査）の実施
平成15年3月	評価結果の公表

4 評価の内容

(1) 分野別研究評価では，対象組織（機関）の研究活動等の状況について，学問分野ごとに，後に掲げる5項目の評価項目ごとに評価を行います。また，対象組織（機関）から提出された「特記事項」についての機構の所見を付します。

(2) 分野別研究評価では，「研究活動等」を対象とします。「研究活動等」とは，「研究活動」及び「研究を推進し又は支援するための体制（諸施策及び諸機能を含む。）」（以下「体制」という。）を意味します。

ここで「研究活動」とは，狭義の研究（基礎研究，応用研究）活動にとどまらず，技術の創出，経営ノウハウの創出，芸術的創作やパフォーマンス，学術書，教養書や教科書類の出版，政策形成等に資する調査報告書の作成，総合雑誌などのジャーナリズム論文の発表等を含む各組織（機関）の教員の創造的活動全般をいいます。各分野ごとの評価の対象となる「研究活動」については，分野固有の性格に応じて「自己評価実施要項」に示されます。

また，「体制」とは，対象組織（機関）が研究を推進し又は支援するために取る組織体制のほか，学科・専攻の連携やプロジェクト研究の振興，人材の発掘・育成，研究資金の運用，施設設備等研究支援環境の整備，国際的又は地域的な課題に取り組むための共同研究や研究集会の実施方策，学部附属施設におけるサービス機能等の諸施策及び諸機能をいいます。

- (3) 大学共同利用機関のように、共同利用装置等から生み出される成果がある場合には、その成果についても評価の対象になります。
- (4) 評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」については、教員から提出される個別の研究業績を基に学問的内容及び水準等を判定し、それらの状況を、原則として対象組織（機関）の全体及び領域ごと）に明らかにするなどの評価を行います。

この判定は、教員個々人の研究業績の学問的内容及び水準等を判定すること自体を目的とするものではなく、他の評価項目と同様、前記二つの評価項目を対象組織（機関）全体の評価として実施する上での根拠となるデータを得ることにあります。したがって、教員個々人の研究業績の学問的内容及び水準等の判定結果並びにその根拠となる研究業績に関する資料は、一般に公表したり、他の目的に利用されたりすることはありません。

1) 評価項目の内容

研究体制及び研究支援体制

この項目では、研究体制（研究そのものを推進又は活性化する組織的な体制をいう。）及び研究支援体制（研究そのものではなく、大学共同利用機関や学部附属施設が機能の一部としているような共同利用等のサービス体制をいう。）が、設定された研究目的及び目標に沿ったものとなっているかを評価します。

また、上記研究体制及び研究支援体制の下で実施される「諸施策及び諸機能」が、研究目的及び目標に沿った適切な取組になっているか、さらに、研究目的及び目標の趣旨が学内外の関係者に適切に周知・公表されているかを評価します。

研究内容及び水準

この項目では、対象組織（機関）の全体及び領域ごとに、現在の研究活動の状況が、設定された研究目的及び目標に照らして、どのような点で優れているか、あるいはどのような改善点を抱えているかなどを記述する方法による評価を行います。その際、後述の学問的内容及び水準についての判定結果並びに教員の構成や組織の置かれている諸条件を考慮した評価を行います。

また、この項目では、対象組織（機関）における研究活動の学問的内容及び水準について、国際的視点を踏まえた独創性、発展性、人材養成への貢献、他分野への貢献などの内容面及び全体としての研究水準について多様な側面から判定を行います。この判定は、関連分野の専門家により、教員の個別業績を基に研究活動の質を重視して行い、その判定結果を、原則として対象組織（機関）の全体及び領域ごとに明らかにします。

なお、この判定に当たっては、国際的な視点を踏まえることとなりますが、それは、学問の各領域で内容的に世界の水準を見て、その水準から判断することを意味します。したがって、国際的な視点を踏まえた研究内容及び水準が何を意味するかは、各分野・領域の特性を踏まえつつ、当該分野の専門委員会、さらには領域に応じて組織され

る部会ごとに、検討した上で判断することになります。

《独創性等の内容面の判定》

ここでは、研究活動の独創性、今後の発展性、人材養成への貢献、他分野への貢献などの内容面について、「極めて高い」(当該領域において非常に高い内容である。), 「高い」(当該領域において高い内容である。), 「相応」(当該領域において評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容である。), 「低い」(当該領域において評価できる要素が少ないかほとんど無い。)の4段階及び「該当せず」(研究内容の判定対象事項に該当する旨の申告が無く、当該研究内容の判定の対象に当たらない。)で判定します。この判定は、既に発表され、確立した業績が対象となるのは勿論ですが、加えて、そのような業績ではなくても、他の根拠から、個性的な取組あるいは先見性や萌芽性を持つと判断できる研究成果も対象になります。また、これらの他に、「特に具体的な特徴を示して申告のあった研究活動」についても判定します。

《研究水準の判定》

ここでは、上記の内容面での判定を踏まえ、個人の研究活動について、その全体としての研究水準を、「卓越」(当該領域において群を抜いて高い水準にある。), 「優秀」(当該領域において指導的あるいは先導的な水準にある。), 「普通」(当該領域に十分貢献している。), 「要努力」(当該領域に十分貢献しているとはいえない。)の4段階及び「該当せず」(研究内容の判定対象事項のいずれについても申告が無く、当該研究水準の判定の対象に当たらない。)で判定します。

研究の社会(社会・経済・文化)的效果

この項目では、対象組織(機関)における教員の研究の社会(社会・経済・文化)的效果について、前掲の「研究内容及び水準」と同様に、設定された研究目的及び目標に照らして、優れた点や改善点などを記述する方法による評価を行うとともに、教員の個別業績を基に社会的効果の度合いを判定し、その判定結果を、原則として対象組織(機関)の全体及び領域ごとに明らかにします。なお、研究の社会的効果とは、教員の研究成果そのものが、社会、経済又は文化の各領域において具体的に役立てられたことを意味し、社会的活動に教員が参加すること自体による社会貢献を対象とするものではありません。

研究の社会的効果の度合いの判定は、政策形成への寄与、教育実践への寄与、法実務への寄与、新技術の創出、特許や情報データベース等の知的財産の形成、生活基盤の強化などについて、「極めて高い」(大きな効果を上げた非常に高い内容である。), 「高い」(相当な効果を上げた高い内容である。), 「相応」(評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容である。)の3段階及び「該当せず」(ほとんど効果を上げていない内容か、当該判定の対象事項に該当する旨の申告が無く、判定の対象に当たらない。)で行います。

諸施策及び諸機能の達成状況

この項目では、前掲の「研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策と諸機能」がどの程度達成されているかについて、設定された研究目的及び目標に即して評価します。その際、研究体制の整備途中であったり、将来計画に向けた転換点にあるため十分な実績が出る段階にないなどの事情についても、それを的確に加味した評価を行います。

研究の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織（機関）における研究活動等の実施状況や問題点を把握し、組織としての研究活動の評価や個々の研究活動等の評価を適切に実施する体制が整っているか、これらの評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され機能しているかについて評価します。

2) 「特記事項」についての所見

対象組織（機関）から提出された「特記事項」（研究活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望等）について、機構が、機構の行った評価の結果から見た所見を記述します。

用語の解説

(本文中、[○]印の付されている用語の説明)

【ヒアリング】(2頁)

ヒアリングは、評価チームにより書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項について、学術総合センター(東京都千代田区)を会場として、対象機関(組織)関係者への面接調査や自己評価結果に関する補完的資料等の収集を行います。この調査結果と書面調査の結果から総合的に判断し、評価結果を取りまとめます。

また、この際、取りまとめた評価結果の確定を円滑に行うため、この時点での評価内容の概要を対象機関(組織)関係者に伝え、それに対する意見を求めることにより、対象機関(組織)関係者との共通理解を図ります。

【訪問調査】(2頁)

訪問調査は、教育研究活動の状況を把握するため、評価チームにより書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項についての調査を現地で行うとともに、書面調査の段階で十分な説明及び資料が得られなかった内容などについて、対象機関(組織)関係者への面接調査や自己評価結果に関する補完的資料等の収集を行います。この調査結果と書面調査の結果から総合的に判断し、評価結果を取りまとめます。

また、この際、取りまとめた評価結果の確定を円滑に行うため、この時点での評価内容の概要を対象機関(組織)関係者に伝え、それに対する意見を求めることにより、対象機関(組織)関係者との共通理解を図ります。

【着手】(2頁)

機構の評価は、個別のテーマ及び学問分野ごとの評価を数年度にわたって実施するため、同一年度内に「前年度継続分の評価」と「新たにその年度に始まる評価」の2つの評価が同時に併存することになります。そのため機構では、それぞれの評価を区別するため、その評価の内容・方法の検討を始めた年度を基準として、「[○]年度」ではなく、「[○]年度着手」という名称を用いて整理しています。

【9分野】(4頁)

段階的实施期間(平成12年度～14年度)においては、大学評価機関(仮称)創設準備委員会報告書の大学評価委員会の構成(案)で示された、「人文学系」、「教育学系」、「法学系」、「経済学系」、「理学系」、「工学系」、「農学系」、「医学系」、「総合科学・特定領域」の9つの学問分野について評価を実施することとしています。

機構は、段階的实施期間での経験を踏まえ、平成15年からの本格的実施に向けて必要な体制を整えるとともに、より適切かつ効果的な内容・方法等を構築することを目指しています。

【評価チーム】(4 頁)

評価チームは、専門委員会委員及び評価員により構成し、対象機関（組織）の状況を踏まえ、具体的な評価活動を実施するために編成します。

役割は、対象機関（組織）を分担し、書面調査、ヒアリング又は訪問調査を行い、評価報告書原案を作成し、専門委員会へ提出することです。

【部会】(4 頁)

部会は、分野別研究評価の研究領域に応じて組織され、専門委員会委員及び評価員のうち、関連分野の専門家により構成します。

役割は、対象組織（機関）の書面調査のうち、「研究内容及び水準」、「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目における学問的内容及び水準等の判定を行い、専門委員会へ部会判定結果案を提出することです。

なお、専門委員会では、部会判定結果を決定した後、評価チームへ部会判定結果を報告します。

【領域】(1 5 頁)

「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目については、学問的内容及び水準等を判定し、それらの状況を、原則として対象組織（機関）全体及び領域ごとに明らかにする形で実施します。領域とは評価の必要上設定する分野内の区分であり、当該分野の一般的な学科・専攻の構成等に基づき機構で設定します。

平成 14 年度までの段階的实施期間中における評価の対象

1. 全学テーマ別評価

着手年度	実 施 テ ー マ	対 象 機 関 数
平成 12 年度	教育サービス面における社会貢献	国立大学 (政策研究大学院大学を除く 98 大学) 全大学共同利用機関(14 機関)
	教養教育	国立大学 (大学院のみを置く大学を除く 95 大学)
平成 13 年度	教養教育(継続分)	国立大学 (大学院のみを置く大学を除く 95 大学)
	研究活動面における社会との連携及び協力	国立大学(99 大学) 全大学共同利用機関 (総合地球環境学研究所を除く 14 機関)
平成 14 年度	国際的な連携及び交流活動(仮称)	国立大学(99 大学) 全大学共同利用機関(15 機関)

(注) 平成 14 年度着手分のテーマについては、現時点における一応の考え方を取りまとめたものであり、今後さらに検討を行う予定です。

2. 分野別評価

評価区分	着手年度	実 施 分 野	対 象 機 関 数
分野別 教育評価	平成 12 年度	理学系 医学系(医学)	国立大学のうち、 対象分野ごとに 6 大学
	平成 13 年度	法学系 教育学系 工学系	国立大学のうち、 対象分野ごとに 6 大学
	平成 14 年度	人文学系 経済学系 農学系 総合科学・特定領域	平成 14 年度の対象機関数については検討中
分野別 研究評価	平成 12 年度	理学系 医学系(医学)	国立大学、大学共同利用機関のうち、 対象分野ごとに 6 組織
	平成 13 年度	法学系 教育学系 工学系	国立大学、大学共同利用機関のうち、 対象分野ごとに 6 組織
	平成 14 年度	人文学系 経済学系 農学系 総合科学・特定領域	平成 14 年度の対象機関数については検討中

公立大学については、機構の態勢を整えつつ、平成 14 年度着手の評価の対象とし得る方向で検討します。

平成 13 年度に着手する大学評価に関する機構の実施体制

大学評価委員会

30 人

分野別研究評価

工学系研究評価
専門委員会

29 人
(1 人)

教育学系研究評価
専門委員会

30 人
(1 人)

法学系研究評価
専門委員会

28 人
(1 人)

分野別教育評価

工学系教育評価
専門委員会

30 人
(1 人)

教育学系教育評価
専門委員会

30 人
(1 人)

法学系教育評価
専門委員会

29 人
(1 人)

全学テーマ別評価

研究会活動面における
に社会との連携を促す
に関する専門委員会

24 人
(2 人)

教養教育に関する
専門委員会

24 人
(3 人)

大学評価委員会委員及び専門委員で構成
(括弧内は、大学評価委員会委員の人数で内数)

部
会 (6 部会)

評価委員 1 人
専門委員 28 人
評価員 55 人

評価チーム (3 チーム)

評価委員 1 人
専門委員 28 人

部
会 (3 部会)

評価委員 1 人
専門委員 29 人
評価員 20 人

評価チーム (3 チーム)

評価委員 1 人
専門委員 29 人

部
会 (7 部会)

評価委員 1 人
専門委員 27 人
評価員 47 人

評価チーム (3 チーム)

評価委員 1 人
専門委員 27 人

評価チーム (3 チーム)

評価委員 1 人
専門委員 29 人

評価チーム (3 チーム)

評価委員 1 人
専門委員 29 人
評価員 6 人

評価チーム (3 チーム)

評価委員 1 人
専門委員 28 人
評価員 3 人

評価チーム (12 チーム)

評価委員 2 人
専門委員 22 人
評価員 21 人

評価チーム (11 チーム)

評価委員 3 人
専門委員 21 人
評価員 30 人

専門委員会委員 (及び評価員) で構成

- 1 「評価チーム」及び「部会」の編成は、各専門員会で審議の上決定されます。
- 2 評価員の人数は、委嘱予定人数です。

平成 13 年度着手の評価対象機関・組織一覧

1 全学テーマ別評価

教養教育(95機関)(平成12年度着手継続分)

対象機関名		
北海道大学	一橋大学	奈良教育大学
北海道教育大学	横浜国立大学	奈良女子大学
室蘭工業大学	新潟大学	和歌山大学
小樽商科大学	長岡技術科学大学	鳥取大学
帯広畜産大学	上越教育大学	島根大学
旭川医科大学	富山大学	島根医科大学
北見工業大学	富山医科薬科大学	岡山大学
弘前大学	金沢大学	広島大学
岩手大学	福井大学	山口大学
東北大学	福井医科大学	徳島大学
宮城教育大学	山梨大学	鳴門教育大学
秋田大学	山梨医科大学	香川大学
山形大学	信州大学	香川医科大学
福島大学	岐阜大学	愛媛大学
茨城大学	静岡大学	高知大学
図書館情報大学	浜松医科大学	高知医科大学
筑波大学	名古屋大学	福岡教育大学
宇都宮大学	愛知教育大学	九州大学
群馬大学	名古屋工業大学	九州芸術工科大学
埼玉大学	豊橋技術科学大学	九州工業大学
千葉大学	三重大学	佐賀大学
東京大学	滋賀大学	佐賀医科大学
東京医科歯科大学	滋賀医科大学	長崎大学
東京外国語大学	京都大学	熊本大学
東京学芸大学	京都教育大学	大分大学
東京農工大学	京都工芸繊維大学	大分医科大学
東京芸術大学	大阪大学	宮崎大学
東京工業大学	大阪外国語大学	宮崎医科大学
東京商船大学	大阪教育大学	鹿児島大学
東京水産大学	兵庫教育大学	鹿屋体育大学
お茶の水女子大学	神戸大学	琉球大学
電気通信大学	神戸商船大学	

研究活動面における社会との連携及び協力（113機関）

対象機関名		
（国立大学）		
北海道大学	横浜国立大学	和歌山大学
北海道教育大学	新潟大学	鳥取大学
室蘭工業大学	長岡技術科学大学	島根大学
小樽商科大学	上越教育大学	島根医科大学
帯広畜産大学	富山大学	岡山大学
旭川医科大学	富山医科薬科大学	広島大学
北見工業大学	金沢大学	山口大学
弘前大学	福井大学	徳島大学
岩手大学	福井医科大学	鳴門教育大学
東北大学	山梨大学	香川大学
宮城教育大学	山梨医科大学	香川医科大学
秋田大学	信州大学	愛媛大学
山形大学	岐阜大学	高知大学
福島大学	静岡大学	高知医科大学
茨城大学	浜松医科大学	福岡教育大学
図書館情報大学	名古屋大学	九州大学
筑波大学	愛知教育大学	九州芸術工科大学
宇都宮大学	名古屋工業大学	九州工業大学
群馬大学	豊橋技術科学大学	佐賀大学
埼玉大学	三重大学	佐賀医科大学
千葉大学	滋賀大学	長崎大学
東京大学	滋賀医科大学	熊本大学
東京医科歯科大学	京都大学	大分大学
東京外国語大学	京都教育大学	大分医科大学
東京学芸大学	京都工芸繊維大学	宮崎大学
東京農工大学	大阪大学	宮崎医科大学
東京芸術大学	大阪外国語大学	鹿児島大学
東京工業大学	大阪教育大学	鹿屋体育大学
東京商船大学	兵庫教育大学	琉球大学
東京水産大学	神戸大学	北陸先端科学技術大学院大学
お茶の水女子大学	神戸商船大学	奈良先端科学技術大学院大学
電気通信大学	奈良教育大学	総合研究大学院大学
一橋大学	奈良女子大学	政策研究大学院大学
（大学共同利用機関）		
国文学研究資料館	国際日本文化研究センター	国立情報学研究所
国立極地研究所	国立天文台	国立民族学博物館
宇宙科学研究所	核融合科学研究所	国立歴史民俗博物館
国立遺伝学研究所	岡崎国立共同研究機構	メディア教育開発センター
統計数理研究所	高エネルギー加速器研究機構	

2 分野別教育評価

法学系分野（6機関（12組織））

対象機関等名	
東 京 大 学	（法学部，法学研究科）
東 京 大 学	（法学部，法学政治学研究科）
新 潟 大 学	（法学部，法学研究科）
金 沢 大 学	（法学部，法学研究科）
神 戸 大 学	（法学部，法学研究科）
香 川 大 学	（法学部，法学研究科）

教育学系分野（6機関（12組織））

対象機関等名	
宮 城 教 育 大 学	（教育学部，教育学研究科）
横 浜 国 立 大 学	（教育人間科学部，教育学研究科）
上 越 教 育 大 学	（学校教育学部，学校教育研究科）
京 都 教 育 大 学	（教育学部，教育学研究科）
山 口 大 学	（教育学部，教育学研究科）
福 岡 教 育 大 学	（教育学部，教育学研究科）

工学系分野（6機関（12組織））

対象機関等名	
宇 都 宮 大 学	（工学部，工学研究科）
長 岡 技 術 科 学 大 学	（工学部，工学研究科）
名 古 屋 大 学	（工学部，工学研究科）
和 歌 山 大 学	（システム工学部，システム工学研究科）
鳥 取 大 学	（工学部，工学研究科）
九 州 工 業 大 学	（工学部，工学研究科）

3 分野別研究評価

法学系分野（6機関）

対象機関等名	
一橋大学	（法学部，法学研究科）
名古屋大学	（法学部，法学研究科）
京都大学	（法学部，法学研究科）
大阪大学	（法学部，法学研究科）
広島大学	（法学部，社会科学研究科）
九州大学	（法学部，法学研究部）

当該学部，研究科の法学系分野の学科，専攻を対象とする。

教育学系分野（6機関）

対象機関等名	
弘前大学	（教育学部，教育学研究科）
筑波大学	（教育学系）
東京学芸大学	（教育学部，教育学研究科）
信州大学	（教育学部，教育学研究科）
鳴門教育大学	（学校教育学部，学校教育研究科）
メディア教育開発センター	

工学系分野（6機関）

対象機関等名	
北海道大学	（工学部，工学研究科）
東京大学	（工学部，工学系研究科）
徳島大学	（工学部，工学研究科）
宮崎大学	（工学部，工学研究科）
奈良先端科学技術大学院大学	（情報科学研究科）
東京工業大学	（精密工学研究所）

平成 1 3 年度着手の評価事業スケジュール

1 3 年度

	大学評価・学位授与機構	対象機関（組織）
1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学評価委員会</div> 大学等へ自己評価実施要項等通知	
2月	説明会	説明会
3月		〔大学等における〕 自己評価

1 4 年度

4月		目的及び目標に関する事前調査回答期限 (教養教育(平成12年度着手継続分)を除く)
5月		〔大学等における〕 自己評価
6月	調査結果の大学等へのフィードバック (教養教育(平成12年度着手継続分)を除く)	
7月		書類提出期限
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">専門委員会</div>	
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価チーム</div> 書面調査、訪問調査、 ヒアリング 評価報告書原案作成	
10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">部会</div> 研究内容・水準評価	ヒアリング又は訪問調査
11月		
12月		
1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学評価委員会</div> 大学等へ評価結果通知	
2月		意見の申立て
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学評価委員会</div> 評価結果公表	

大学評価関係法令等

〔国立学校設置法(抄)〕

第三章の五 大学評価・学位授与機構

第九條の四 大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。)

- 一 大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 二 (略)
- 三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

〔国立学校設置法施行規則(抄)〕

(評価の区分)

- 第五十二條の二 国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。
 - 一 大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。)
 - 二 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価
 - 三 大学の各学部、各研究科、各附属研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価
 - 四 (略)
- 第五十二條の三 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。
- 第五十二條の四 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。

〔大学評価・学位授与機構組織運営規則(抄)〕

(大学評価委員会)

- 第六條の二 機構長は、機構長の定めるところにより、大学評価委員会は、機構長の定めるところにより、機構長が行う大学等の評価について審議を行う。機構長は、機構長が行う大学等の評価に必要事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
- 三 大学評価委員会は、委員三十人以上で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。
- 四 大学評価委員会に、機構が行う大学等の評価に關し専門の事項を調査するため、専門委員を置くことにも、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に關し調査するため、評価員を置く。
- 五 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に關し学識経験を有する者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。
- 六 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。
- 七 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程〕

(目的)

- 第一條 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成三年文部省令第三十八号)第六條の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構の組織及び運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第二條 委員、専門委員及び評価員の任期は二年とし、それぞれの欠員が生じた場合の補充の委員、専門委員及び評価員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第三條 委員は、二期を限度として、再任することができる。ただし、再任できる委員は、原則として委員総数の半数以下とする。
- 第四條 委員及び評価員は、原則として再任することはできない。
- 第五條 委員及び副委員長(委員長及び副委員長)
- 第六條 大学評価委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。
- 第七條 委員長は、大学評価委員会の会務を総理する。
- 第八條 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 第九條 (専門委員会)
- 第十條 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、数個の専門委員会を置くものとする。
- 第十一條 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 第十二條 専門委員会に主査及び副主査各一人を置き、当該専門委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 第十三條 主査は、分科会の会務を掌理する。
- 第十四條 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。
- 第十五條 (分科会)
- 第十六條 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門委員会に、その所掌する専門の事項の一部を分担させるため、分科会を置くことができる。
- 第十七條 分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 第十八條 分科会に主査及び副主査各一人を置き、当該分科会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 第十九條 主査は、分科会の会務を掌理する。
- 第二十條 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。
- 第二十一條 (議事の手續)
- 第二十二條 大学評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 第二十三條 大学評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 第二十四條 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 第二十五條 委員は、自己の關係する大学及び大学共同利用機関に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。
- 第二十六條 第四項の規定は、専門委員会及び分科会の議事に準用する。この場合において、「委員」とあるのは、「主査」と、「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替へるものとする。
- 第二十七條 (雜則)
- 第二十八條 この規程に定めるもののほか、大学評価委員会の運営に關し必要な事項は、大学評価委員会が定める。

この規程は、平成十二年五月二十二日から施行する。

